

1. 申請の流れ

①国保連へ過誤申立の申請、調整 → ②該当市町村へ過誤申立書の提出 → ③国保連へ介護給付費請求処理

※国保連へ過誤申立の申請・連絡が必要です。 【茨城県内所在の事業所のみの取り扱い】

同月過誤を行うときは、国保連に前月の20日までに同月過誤申立の申請が必要です。

◇茨城県国民健康保険団体連合会 TEL029-301-1567 FAX029-301-1575

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館内

2. 潮来市への提出書類 提出する前に過誤申立をする旨を電話でご連絡ください。

①介護給付費過誤申立書

②正当請求の給付費明細書 **明細書用紙の右上に㊟と記載してください。**

③誤請求の給付費明細書 **明細書用紙の右上に㊞と記載してください。**

提出期限（閉庁日の場合はその前日をお願いします）

通常過誤 毎月9日必着

同月過誤 **前月の末日**必着（6月取下げの場合、5月末日まで）

3. 具体例 2月サービス分の請求を6月に過誤申立てする場合

正当請求額 195,000円 誤請求額 200,000円

①通常過誤（6月取下げ、7月再請求の場合）

国保連に過誤申立ての申請

過誤申立書を潮来市へ6月9日までに提出

2月サービス分を6月取下げ→7月再請求

5月サービス分（6月審査）の請求金額 900,000円 ←通常の請求

2月サービス分を取下げた金額 △200,000円 となり

差引額 700,000円が国保連から支払われる。

取下げ分の金額が全部差し引かれるので、受取り額がかなり少なくなり影響が大きい。

- ・2月サービス分は7月に再請求し、6月サービス分（7月審査）の金額に195,000円が追加で支払われる。

②同月過誤（6月取下げ、同月再請求の場合）

国保連に5月20日までに同月過誤申立ての申請

過誤申立書を潮来市へ5月末までに提出

2月サービス分を6月取下げ→同月の6月再請求

5月サービス分（6月審査）の請求金額 900,000円 ←通常の請求

2月サービス分を取下げた金額 △200,000円

2月サービス分の再請求 195,000円 となり

差引額 895,000円が国保連から支払われる。

取下げの金額と再請求の金額の差額が差し引かれるので、受取り額の影響が少ない。

4. 注意事項

事業所として過誤申請件数が少ない場合は、通常過誤としてください。過誤申請件数が多く、事業所の運営等に支障がある場合は、同月過誤としてください。

【問い合わせ・連絡先】 〒311-2493 茨城県潮来市辻626番地

潮来市 市民福祉部 高齢福祉課

TEL0299-63-1111 FAX0299-63-3636 E-Mail kaigofukushi@city.itako.lg.jp